

4. 特 定 事 業 場 等 の 概 要

(1) 特定施設の届出状況 (令和6年3月31日現在)

※[]は施設番号

特定施設	処 理 区				合 計
	松ヶ島	菊 間	南 総		
畜産食料品製造業の用に供する施設(原料処理施設)[24]	1				1
豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設[17]	2	2			4
自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設[23-2ロ]		1			1
無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設[274]	3				3
無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設[27ア]	3				3
石油化学工業の用に供する分離施設[37ロ]	1				1
有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設[46ニ]	2				2
石油精製業の用に供する潤滑油洗浄施設[51ホ]	1				1
金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設[63ホ]	1				1
水道施設の洗浄施設(能力1万トン/日以上)[64-2]		1			1
酸又はアルカリによる表面処理施設[65]	5				5
電気めっき施設[66]	1				1
旅館業の用に供する厨房施設、洗たく施設、入浴施設[66-3]	3				3
共同調理場に設置される厨房施設(500㎡以上)[66-4]	2	1			3
弁当仕出屋又は弁当製造業の厨房施設[66-5]	2				2
飲食店の厨房施設(420㎡以上)[66-6]	2	3			5
洗たく業の用に供する洗浄施設[67]	8	7	2		17
写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設[68]	5	2			7
病院(300床以上)の厨房、洗浄、入浴施設[68-2]	3	1			4
自動式車両洗浄施設[71]	29	22	2		53
科学技術又は専門教育施設の洗浄施設[71-24]	6	3			9
し尿処理施設[72]	2				2
合 計	82	43	4		129

事業場排水に関する規制は、公共下水道に汚水を排出する場合は下水道法が適用され、河川・湖沼等の公共用水域へ排出する場合は水質汚濁防止法が適用される。

「特定施設」について

特定施設とは、水質汚濁防止法第2条第2項で定められている施設で、人の健康又は生活環境に被害が生じる恐れのある汚水又は廃液を排出する施設で、政令(水質汚濁防止法施行令)で定められているもの。

「特定事業場」について

特定事業場とは、政令で定める特定施設を設置する工場または事業場である。また、排除される下水が水質規制の対象となる場合、特定施設からの下水だけが規制を受けるものではなく、特定施設以外の施設も含めて事業場全体の下水が規制を受ける。

(2) 市原市下水道条例による規制

市原市下水道条例では、下水道施設の機能保全と放流水の水質基準適合の 2 つの観点から除害施設設置基準について、2 通りの基準を設けている。

○下水道条例第 5 条 下水道施設の機能保全

公共下水道の施設を保護するため、施設の機能を妨げ、又は施設を損傷する恐れのある下水を排除して公共下水道を使用する者に対し、除害施設の設置を義務付けている。

〔対象となる下水〕

温度	45℃以上であるもの
水素イオン濃度	5 以下 9 以上であるもの
ノルマルヘキサン抽出	鉱油類含有量 5mg/ℓを超えるもの
物質含有量	動植物油脂類含有量 30mg/ℓを超えるもの
沃素消費量	220mg/ℓ以上であるもの

○下水道条例第 5 条の 2 放流水の水質基準適合

終末処理場からの放流水の水質をその放流水に適用される排水基準（下水道法第 8 条の技術上の基準）に適合させるため、下水道法第 12 条の 2 の規定により公共下水道に排除してはならないこととされる下水（特定事業場からの下水の排除の制限）以外で、次の各号に掲げる基準に適合しない下水を継続して排除し、公共下水道を使用する者に除害施設の設置を義務付けている。

(1) 下水道法施行令第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める基準（上乘せ基準が定められている場合は、その基準）

- | | |
|----------------|----------------------|
| (2) 温度 | 45（40）℃未満であるもの |
| (3) 水素イオン濃度 | 5（5.7）を超え、9（8.7）未満 |
| (4) 生物化学的酸素要求量 | 5 日間に 600（300）mg/ℓ未満 |
| (5) 浮遊物質 | 600（300）mg/ℓ未満 |
| (6) ノルマルヘキサン抽出 | 鉱油類含有量 3mg/ℓ以下 |
| 物質含有量 | 動植物油脂類含有量 30mg/ℓ以下 |
| (7) 窒素含有量 | 60mg/ℓ未満 |
| (8) 燐含有量 | 8mg/ℓ未満 |

※（ ）内の数値は、製造業又はガス供給業に適用される。

〔対象となる下水〕

- ・ 特定事業場以外のものからの下水
- ・ 特定事業場からの下水であって、直罰規制を受けないもの

(3) 市原市の下水排除基準

水 質 項 目		単位	除害施設 設置基準	特定事業場からの排除基準
健康項目	カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.01	0.01
	シアン化合物	mg/ℓ	検出されないこと	検出されないこと
	有機リン化合物	mg/ℓ	検出されないこと	検出されないこと
	鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.1
	六価クロム化合物	mg/ℓ	0.05	0.05
	ヒ素及びその化合物	mg/ℓ	0.05	0.05
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ℓ	0.0005	0.0005
	アルキル水銀化合物	mg/ℓ	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニール	mg/ℓ	検出されないこと	検出されないこと
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	0.1
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	0.1
	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.2	0.2
	四塩化炭素	mg/ℓ	0.02	0.02
	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.04	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	1.0	1.0
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.4	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	3	3
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.06	0.06
	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.02	0.02
	チウラム	mg/ℓ	0.06	0.06
	シマジン	mg/ℓ	0.03	0.03
	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.2	0.2
	ベンゼン	mg/ℓ	0.1	0.1
	セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.1
	ほう素及びその化合物	mg/ℓ	10 (菊間・南総処理区)	230 (松ヶ島処理区)
	ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	8 (菊間・南総処理区)	10 (松ヶ島処理区)
	ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	10	10
	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.5	0.5
生活環境項目	温度	℃	45 (40)	45 (40)
	水素イオン濃度	—	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)
	生物化学的酸素要求量	mg/ℓ	600 (300)	600 (300)
	浮遊物質量	mg/ℓ	600 (300)	600 (300)
	ノルマルヘキサ ン抽出物質	鉍油類	mg/ℓ	3
		動植物油脂類	mg/ℓ	30
	フェノール類	mg/ℓ	0.5	0.5
	銅及びその化合物	mg/ℓ	1	1
	亜鉛及びその化合物	mg/ℓ	2	2
	鉄及びその化合物 (溶解性)	mg/ℓ	5	5
	マンガン及びその化合物 (溶解性)	mg/ℓ	5	5
	クロム及びその化合物	mg/ℓ	2	2
生活環境項目	窒素含有量	mg/ℓ	60	60
	磷含有量	mg/ℓ	8	8

() 内の数値は、製造業又はガス供給業に適用される。

(参 考)

水 質 汚 濁 防 止 法 の 排 水 基 準

水 質 項 目	記号	単位	一 律 排 水 基 準 (第3条第1項)	終 末 処 理 場 の 排 水 基 準
カドミウム及びその化合物	C d	mg/ℓ	0.03	0.01
シアン化合物	C N	mg/ℓ	1	検出されないこと
有機リン化合物	O P	mg/ℓ	1	検出されないこと
鉛及びその化合物	P b	mg/ℓ	0.1	0.1
六価クロム化合物	C r ⁶⁺	mg/ℓ	0.2	0.05
ヒ素及びその化合物	A s	mg/ℓ	0.1	0.05
水銀及びその他の水銀化合物	H g	mg/ℓ	0.005	0.0005
アルキル水銀化合物	R-H g	mg/ℓ	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニール	P C B	mg/ℓ	0.003	検出されないこと
トリクロロエチレン	T C E	mg/ℓ	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	P C E	mg/ℓ	0.1	0.1
ジクロロメタン	D C M	mg/ℓ	0.2	0.2
四塩化炭素	C T C	mg/ℓ	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	E D C	mg/ℓ	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1,1-DCE	mg/ℓ	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	cis-DCE	mg/ℓ	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	T C A	mg/ℓ	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2TCA	mg/ℓ	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン		mg/ℓ	0.02	0.02
チウラム		mg/ℓ	0.06	0.06
シマジン		mg/ℓ	0.03	0.03
チオベンカルブ		mg/ℓ	0.2	0.2
ベンゼン		mg/ℓ	0.1	0.1
セレン及びその化合物		mg/ℓ	0.1	0.1
ほう素及びその化合物		mg/ℓ	10 (海域以外) 230 (海域)	10 (菊間・南総) 230 (松ヶ島)
ふっ素及びその化合物		mg/ℓ	8 (海域以外) 15 (海域)	8 (菊間・南総) 10 (松ヶ島)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		mg/ℓ	100	100
1,4-ジオキサン		mg/ℓ	0.5	0.5
水素イオン濃度	海域	p H	5.0～9.0	5.0～9.0
	海域以外	p H	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量	B O D	mg/ℓ	160 (日間平均120)	20 (海域以外)
化学的酸素要求量	C O D	mg/ℓ	160 (日間平均120)	20 (海域)
浮遊物質	S S	mg/ℓ	200 (日間平均150)	70
ノルマルヘキサン	n-H e	mg/ℓ	5	3
抽出物質含有量	動植物油脂	n-H e	30	30
フェノール類含有量	P h	mg/ℓ	5	0.5
銅含有量	C u	mg/ℓ	3	1
亜鉛含有量	Z n	mg/ℓ	2	2
溶解性鉄含有量	F e	mg/ℓ	10	5
溶解性マンガン含有量	M n	mg/ℓ	10	5
クロム含有量	C r	mg/ℓ	2	1
大腸菌群数		個/cm ³	日間平均3,000	3,000
窒素含有量	T-N	mg/ℓ	120 (日間平均60)	30
燐含有量	T-P	mg/ℓ	16 (日間平均8)	4

ダイオキシン類対策特別措置法の排水基準

水 質 項 目	単 位	一 律 排 水 基 準 (第8条)	終 末 処 理 場 の 排 水 基 準
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	10	10